

県では、将来にわたり良質な水を安定的に確保するため、平成19年度から「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」に基づき、継続的な水源環境の保全・再生に取り組んでいます。

この取組の一環として、毎年、県民の皆さんから調査員を募り、水源河川の相模川と酒匂川の両水系における動植物の生息状況や水質調査する「河川のモニタリング調査」を実施しており、このたび、令和4年度の県民調査員を募集します。

皆様のご参加をお待ちしています。

**募集期間： 令和4年4月20日(水)～令和4年5月20日(金)必着**  
**調査期間： 令和4年6月1日(水)～令和5年1月6日(金)**

## 1 応募資格

県内に在住、在勤又は在学(大学、専門学校等)の18歳以上の方。

生物調査等を実施しているクラブ又は自然保護等の団体で活動している高校生の方。

## 2 調査内容

水源河川の相模川と酒匂川の両水系における動植物の生息状況や水質について、県が作成する調査マニュアルに基づいて調査を実施し、得られた結果を報告していただきます。令和4年度より動植物の調査については捕獲による従来から実施している調査に加え、近年注目されている生物調査手法である環境DNA調査(※詳細は裏面をご覧ください)も導入します。

調査を行う前に、事前説明会、水生生物の採集方法や動植物の同定方法の講習会に参加いただくことが可能です。事前説明会では、調査に必要な資料の配布、調査資機材の貸出を行いますので、初めての方も奮ってご参加ください。

## 3 募集定員

100人。定員を超えた場合には、抽選とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

## 4 応募方法

募集期間内に、電子申請又は郵送でお申し込みください。

(1) 電子申請の場合： 県ホームページ「河川のモニタリング調査の県民調査員の募集案内」にある参加申請用のリンクにアクセスし、必要事項を記入して送信してください。ホームページは「河川のモニタリング 調査員募集」で検索するか右のQRコードからアクセスしてください。

(2) 郵送の場合： 上記のページから出力した応募用紙に必要事項をご記入の上、問合せ先までお送りください。応募用紙が印刷できない場合は問合せ先までご連絡ください。



### <注意事項>

- ・ 当センターホームページの「安全に調査を行うために」をよくお読みいただき、事故や怪我には十分注意してください。
- ・ 調査、講習会等へ参加する際の交通費等は自己負担となります。



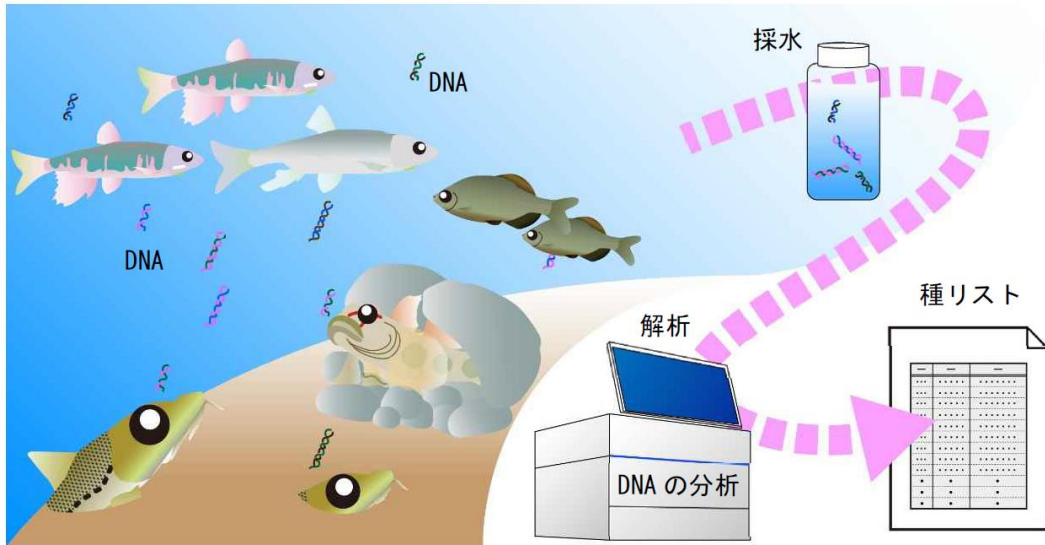
生物採集技術講習会の様子 生物同定技術講習会の様子

問合せ先  
〒254-0014 平塚市四之宮1-3-39  
神奈川県環境科学センター  
調査研究部 水源環境担当(長谷部)  
TEL: 0463-24-3311 内線314

# ※環境DNA調査とは

河川などの水を採取し、その中に存在するDNAを分析することにより、間接的にそこに生息する生物を調査する手法のことであり、近年新たな生物調査手法として注目を集めています。

捕獲調査に比べ、安全に調査が可能、現場での作業が採水のみで簡単といった特徴があり、令和3年度に試行的に調査を実施したところ、良好な結果が得られたことから、令和4年度より正式に本調査に導入することとしました。



環境DNA調査のイメージ図

## 環境DNA調査と従来調査の違い

比較項目		環境 DNA 調査	従来調査
事前準備	調査の実施や生物捕獲の許可申請等	不要 (立入りには注意が必要)	必要に応じて申請等 (立入りには注意が必要)
	調査機材	採水キット (P.21 参照)	漁具等
現地調査	調査にかかる労力	1名×10～20分程度 <sup>※1</sup> (1地点1回当たり)	3名×2日 <sup>※2</sup> (1湖沼3回地点当たり)
	調査手法	採水 (サンプルの郵送)	定置網・投網・タモ網等による捕獲 <sup>※2</sup>
	調査者による精度のばらつき	小さい	大きい
	生物・生息環境への影響	ほとんどない	あり (漁具による損傷、立入りによる生息環境の踏み荒らし)
分析作業	捕獲個体からの情報	なし	あり (体長、体重等)
	サンプル処理等	網羅的解析法 (MiFish 法)	メタバーコーディング分析等
		種特異的検出	リアルタイム PCR 分析等
費用 (1検体当たり)	2～4万円程度 <sup>※3</sup>	3～5万円程度 <sup>※4</sup>	

※1 試行調査(環境省業務)を参照。※2 モニタリングサイト 1000 湖沼：淡水魚類調査マニュアル参照。

※3 分析費 (判読) が主体となるが、分析会社によって金額は異なる (分析結果の精査は別費用)。種特異的検出では、新たにプライマーを設計する場合は別途、費用が必要になることがあります。

※4 民間の調査会社等に依頼した場合。